

定員は増加しよう。  
人事上の都合もあつた。製造機物と改めたい。  
農具、商工大臣の部、改めたい。人事上の都合もあつた。

貿易總務局農林連絡部設置要領 (三三、九六) 商工省

一、貿易總務局農林連絡部は、農林畜水産物及び飲食料品の生産、配給及び消費並びに農畜水産業専用物品の生産（炭酸カルシウム以外の化学肥料、農機具、漁網綱、漁船及び漁船用機関の生産を除く。）配給及び消費に關する行政上の連絡調整を図ることを目的とする。

二、貿易總務局農林連絡部は、貿易總務局にこれを置、農林連絡部長は、商工大臣がこれを任命する。

三、貿易總務局農林連絡部に所要の職員若干名を置く。

四、貿易總務局農林連絡部の設置は、差支り現行官制の改正によらず臨時機構としてこれを設ける。

裏面白紙